

「電子帳簿保存法」

－電子帳簿・スキャナ保存・電子取引の大改正－

税理士 上西左大信

I はじめに－電子帳簿保存法の歴史－

1. 平成10年度税制改正

適正公平な課税を確保しつつ、納税者等の帳簿保存に係る負担軽減を図る等の観点から、「国税関係帳簿書類」の電磁的記録等による保存制度等が創設された。

電子帳簿保存法

(趣旨)

第1条 この法律は、情報化社会に対応し、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ納税者等の国税関係帳簿書類の保存に係る負担を軽減する等のため、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等について、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他の国税に関する法律の特例を定めるものとする。

(現行条文と同じ)

この段階では、電子帳簿と電子取引に係る保存制度等について創設されたが、「適正公平な課税」に重点が置かれており、利用しづらいものであった。また、技術的な問題があるとして、スキャナ保存は認められなかった。

実際の実務において、「国税関係帳簿」の電子帳簿保存は利用可能なものであった。

国税関係帳簿書類	国税関係帳簿	国税に関する法律の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿（注）をいう。
	国税関係書類	国税に関する法律の規定により保存をしなければならないこととされている書類をいう。

(注)「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律」第16条第11項（保税工場等において保税作業をする場合等の内国消費税の特例）に規定する帳簿を除く。

2. 平成17年度税制改正

平成10年度税制改正により創設された電子帳簿保存法では認められなかった

スキャナ保存に関して、経済界からの要望が相次いだ。契約書や領収書などの法令により「紙で保存すること」が義務付けられている国税関係書類については、技術的には「電子署名」と「タイムスタンプ」などの新しい技術を担保措置とすることにより、電子データによる保存が検討された。

そこで、平成17年度税制改正により、一定の要件の下でスキャナ保存が認められることとなった。

電子帳簿保存法

(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

第4条

3 前項に規定するもののほか、保存義務者は、国税関係書類（財務省令で定めるものを除く。）の全部又は一部について、当該国税関係書類に記載されている事項を財務省令で定める装置により電磁的記録に記録する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該承認を受けた国税関係書類の保存に代えることができる。

(創設当時の条文。現行条文と異なる。)

条文中の「財務省令で定める装置」がスキャナ（詳細な要件があるが、〔略〕）である。この段階では、「契約書・領収書及びこれらの写し」については、「記載された金額が3万円未満のもの」がスキャナ保存の対象とされた。

【主なハードルの要件】

契約書・領収書及びこれらの写し	3万円以上	紙原本での保存のみ
	3万円未満	スキャナ保存可
スキャナで読み取る際	「入力者等の電子署名」かつ「タイムスタンプ」	

実感として、「このままでは使えないので、様子見しよう。」であった。

3. 平成27年度税制改正

スキャナ保存制度は、創設後もほとんど利用されなかった。承認件数は、平成20年6月末で33件、平成26年3月末で133件であった。承認されたものの（自動承認）、利用していない納税者は多かったのではなかろうかと推察される。

そこで、適正処理事務要件を課することにより、内部統制で不正防止を担保する方向性で改正された。事務処理面では対象書類の範囲が見直され（3万円以上・未満の区別がなくなり、すべてがスキャナ保存の対象となった。）、電子署名が不要とされた。電子署名が不要となったことは歓迎されるが、タイムスタンプが最大のハードルとして残った。

その段階でも疑問は残った。「どうやってタイムスタンプ協会が認定している供給者（当初は、セイコーエプソンなど数社）と契約するのか（申込みを受けようとする姿勢が見えない。）」、「表示されている金額では中小企業は使えない（大企業であっても、本当に使っているのであろうか。）」など。

4. 平成28年度税制改正

スキャナ保存制度の要件が緩和され、社外において領収書等を記録する場合の手続き要件として、スマートフォン等による読み取りが認容された。その代わり、領収書等を受領した者は、不正防止のために、それに自署を行った上で、「特に速やか（3日以内）にタイムスタンプを付すことと」が要件とされた。また、「定期検査要件」が課され、定期検査が終了するまでは、国税関係書類の原本を本店や支店等において原本保存することとされた。

日税連が意見を述べるようになったのは、この段階からであり、中小企業基本法が定める小規模事業者については、税務代理人が検査することにより（想定は、決算申告の際に並行して行えば足りるというもの。）、「定期検査要件」を不要することとなった。

5. 令和元年度改正と令和2年度改正

前者では申請手続の簡素化・柔軟化等がされ、後者では電子取引を行った場合の電磁的記録の保存要件の緩和（選択肢の追加）がされた。いずれもマイナーな改正であり、税制改正のセミナーでもほとんど紹介されなかったような事項である。

II 改正された電子帳簿保存法の法体系と国税関係帳簿書類の等の関係

1. 法体系

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律
電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行令
電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則
電子帳簿保存法取扱通達
電子帳簿保存法一問一答 【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】 【スキャナ保存関係】 【電子取引関係】

2. 国税関係帳簿書類・電子取引・保存制度の区分

(1) 帳簿書類等の区分

国税関係帳簿書類	国税関係帳簿	総勘定元帳など		スキャナ保存の対象外	
	国税関係書類	決算関係書類（貸借対照表、損益計算書など）			
		重要書類	重要度：高	契約書、領収書など	スキャナ保存の対象
			重要度：中	請求書、納品書など	
一般書類	重要度：低	見積書、注文書など			
電子取引	取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいう。				

取引情報とは、請求書や領収書等に通常記載される日付、取引先、金額等の情報をいう。

(2) 保存制度の種類

- 国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存制度
- 国税関係書類に係るスキャナ保存制度
- 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度

III 改正の趣旨・概要

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、国税関係帳簿書類を電子的に保存する際の手続きが抜本的に見直された。

具体的には、事前承認制度を廃止するほか、現行の厳格な要件を充足する事後検証可能性の高い電子帳簿については、信頼性確保の観点から「優良な電子帳簿」としてその普及を促進するための措置を講ずるとともに、「その他の電子的な帳簿」（「優良な電子帳簿」でない電子帳簿）についても、正規の簿記の原則に従うなど一定の要件を満たす場合には電子帳簿として電子データのまま保存することが「当面可能」とされた（「当面可能」とあるが、元に戻る訳はない。）。

また、紙の領収書等の原本に代えてスキャナ画像を保存することができる制度（スキャナ保存制度）については、ペーパーレス化を一層促進する観点から、手続・要件を大幅に緩和するとともに、電子データの改ざん等の不正行為を抑止するための担保措置が講じられた。

1. 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度の改正（概要）

（1）手続の簡素化・要件の緩和

承認制度が廃止された。	令和4年1月1日から施行
国税関係帳簿書類（国税関係帳簿については、正規の簿記の原則に従って記録されるものに限る。）について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、「一定の要件」に従って、その国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存を行うことができることとされた。	令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用

〔一定の要件－「最低限の要件」とされた。－〕

イ 電子計算機処理システムの概要書その他一定の書類の備付けを行うこと	一定の水準の財務ソフトであれば、多くの場合、要件を満たしている。
ロ 電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書等を備え付け、ディスプレイの画面に、「整然とした形式及び明瞭な状態」で、速やかに出力することができること	

<p>ハ 国税庁等の当該職員の質問検査権に基づくその国税関係帳簿書類に係る電磁的記録のダウンロードの求めがある場合には、これに応じることとすること（新設）（注）</p> <p>（注）「優良な電子帳簿」の要件（後述）のすべてが充足されている場合は不要。</p>	<p>求めに応ずればよいだけ。</p>
---	---------------------

（２）過少申告加算税の減免－インセンティブ措置その１－

次の要件を満たして「一定の国税関係帳簿」（注１）に係る「電磁的記録の保存等」を行う者（注２）のその電磁的記録に記録された事項に関し所得税、法人税又は消費税に係る修正申告又は更正があった場合（注３）には、その記録された事項に関し生じた申告漏れに課される過少申告加算税の額については、通常課される過少申告加算税の額から当該申告漏れに係る所得税、法人税又は消費税の５％に相当する金額を控除した金額とする。

〔満たすべき要件－すべて－〕

<p>上記１．（１）のイ及びロの要件</p>	<p>上記参照</p>
<p>（改正前に国税関係帳簿書類の保存要件とされていた）「訂正等履歴要件」及び「相互関連性要件」</p>	<p>改正による内容の変更はないが、この要件は「過少申告加算税の減免」の場面でのみ登場することとなった。</p>
<p>（スキャナ保存制度の要件とされている）「検索性要件」</p>	<p>改正により内容は変更（簡素化）されている。</p>

（注１）「一定の国税関係帳簿」とは、所得税若しくは法人税の青色申告者が保存しなければならないこととされる仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿又は消費税の事業者が保存しなければならないこととされる帳簿をいう。上記①と同様に、正規の簿記の原則に従って記録されるものに限る。

（注２）その旨の届出書をあらかじめ提出した者に限る。

（注３）申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合を除く。

この改正は、令和４年１月１日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用される。

（３）青色申告特別控除－インセンティブ措置その２－

所得税の青色申告特別控除の控除額６５万円の適用要件について、仕訳帳及び総勘定元帳につき国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度の要件（これは

「改正前の電子帳簿保存の要件」である。)を満たす電磁的記録の保存等を行っていること(要するに「優良な電子帳簿」であること)が要件とされることのほか、所要の措置が講じられた。

また、青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている個人が、その年において一定の帳簿書類の電磁的記録等による備付け及び保存に係る承認を受けて当該帳簿書類の電磁的記録等による備付け及び保存を行っている場合には、その年において上記の要件を満たしているものとみなされる。この措置は、既存の青色申告者への配慮と言える。

この改正は、令和4年分以後の所得税について適用される。

(4) 改正前後の対比

	改正前	改正後
承認制度	電子的に作成された帳簿書類を電子データのまま保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要。	承認制度を廃止し、電子帳簿利用上の事務負担を削減。
電子帳簿	電子帳簿として保存が認められるのは以下の要件を満たすものに限定。 (イ) 訂正等の履歴が残ること、帳簿間で相互関連性があること、検索機能があること (ロ) モニター、説明書等を備え付けること この要件（(イ)の要件がハードルとなっていた。「訂正等の履歴が残ること」の要件については、対応していない財務ソフトが一定数存在している。）を満たさない電子帳簿は電子データのまま保存することができず、紙を印刷して保存しなければならない。	上記Ⅲ 1. (1)の「最低限の要件」となった（要するに、「優良な電子帳簿」に至らない「電子帳簿」で足りる。）。 要点を再述すると、 ● 概要書等の備付け ● 見読可能装置の備付け ● 調査の際に、ダウンロードの求めに応ずること
	加算税	過少申告加算税のインセンティブはなし。
特別控除	① 下記以外の場合は10万円 ② 正規の簿記の原則に従って記帳の場合は55万円 ③ 「正規の簿記」+e-Taxによる電子申告で 65万円	① 下記以外の場合は10万円 ② 正規の簿記の原則に従って記帳の場合は55万円 ③ 「正規の簿記」+e-Taxによる電子申告又は「正規の簿記」+「優良な電子帳簿」で65万円

2. 国税関係帳簿書類のスキヤナ保存制度（概要）

（1）手続の簡素化・要件の緩和

各種の要件を緩和・簡素化する（令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用）。

承認制度	廃止された（令和4年1月1日から施行）。
タイムスタンプ要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 付与期間（改正前：3日以内）を記録事項の入力期間（最長2か月＋おおむね7営業日以内）と同様とする。 ● 受領者等がスキヤナで読み取る際に行う国税関係書類への自署を不要とする。 ● 電磁的記録について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステム（訂正又は削除を行うことができないシステムを含む。）において、その電磁的記録の保存を行うことをもって、タイムスタンプの付与に代えることができることとされた（タイムスタンプが不要）。 ● 令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用
適正事務処理要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 「相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等」（適正事務処理要件）が廃止された。 ● 令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用
検索要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 検索項目が①取引等の年月日、②取引金額及び③取引先に限定された。 ● 保存義務者が国税庁等の当該職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることとする場合にあっては、範囲指定及び項目を組み合わせて設定できる機能の確保が不要となった。 ● 令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用

（2）担保措置

①スキヤナ保存制度の要件緩和及び不正行為に係る担保措置の創設

（電子取引の個所を参照）

②要件を満たさない電磁的記録の保存

（電子取引の個所を参照）

(3) 改正前後の対比

	改正前	改正後
承認制度	取引先から受領した領収書等についてスキャナ保存するためには、事前に税務署長の承認が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ● 承認制度が廃止され、スキャナ保存利用上の事務負担が削減された。 ● 要件違反のスキャナ画像を税法上の保存書類として扱わない取扱いとする（宥恕規定あり）。
保存の要件	<p>原本とスキャナとの同一性を担保し、改ざん等を防止する観点から以下の要件が存在。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 領収書には受領者が自署 ● 経理担当者がスキャンする場合は最長約2か月以内にタイムスタンプを付与 ● 営業担当者がスキャンする場合は概ね3営業日以内 ● 紙の原本とスキャナ画像とが同一である旨を社内や税理士等がチェック（社内相互牽制定期検査） 	<p>とにかくスキャナ保存を推進したい観点から、保存要件のすべてを見直した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 領収書への自署は廃止 ● タイムスタンプ付与までの期間は最長約2か月以内に統一（電子取引も同様） ● 訂正削除履歴の残るクラウドに最長約2か月以内に格納する場合はタイムスタンプを不要化 ● 紙の原本とスキャナ画像との同一性チェック（社内相互牽制定期検査）は不要化
担保措置	改正前の事前の要件だけでは改ざん等の不正行為を十分に抑止できていない（例：定期検査を求めても会社ぐるみの不正は防止できない。）。	要件を大幅に緩和する一方で、電子データに関連して改ざん等の不正が把握されたときは、事後的に重加算税を10%加重（電子取引についても同様）。

（最長約2か月以内＝2か月＋おおむね7営業日以内。以下同じ。）

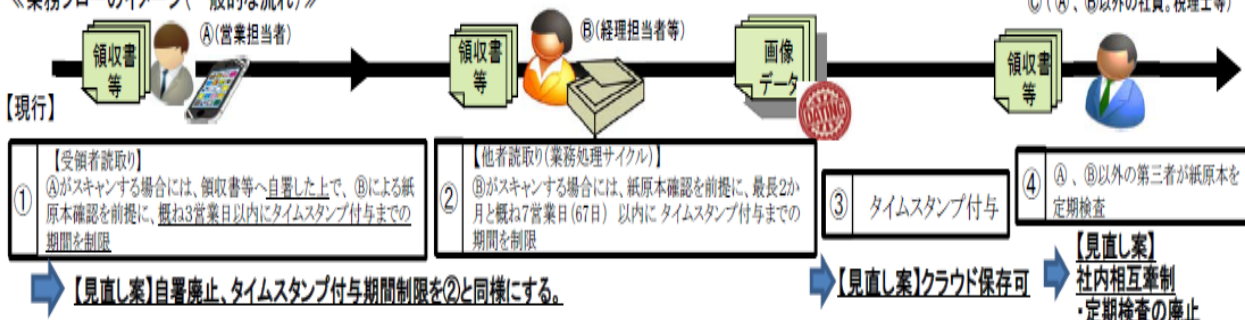
【スキャナ保存制度の簡素化】

② スキャナ保存制度の要件緩和及び不正行為に係る担保措置の創設

紙の領収書等に代えてスキャナ画像を保存することができる制度(スキャナ保存制度)については、ペーパーレス化を一層促進する観点から、手続・要件を大幅に緩和するとともに、電子データの改ざん等の不正行為を抑止するための担保措置を講ずる。

	現 行	見直し案
①	○ 取引先から受領した領収書等についてスキャナ保存するためには、事前に <u>税務署長の承認が必要</u> 。	○ <u>承認制度を廃止</u> し、スキャナ保存利用上の事務負担を削減。 (※要件違反のスキャナ画像を税法上の保存書類として扱わない(有懲あり)取扱いとする。)
②	○ 原本とスキャナとの同一性を担保し、改ざん等を防止する観点から以下の要件が存在。 ・領収書には <u>受領者が自署</u> ・経理担当者がスキャンする場合は最長約2ヶ月以内にタイムスタンプを付与(営業担当者がスキャンする場合は概ね3営業日以内) ・紙の原本とスキャナ画像とが同一である旨を社内や税理士等が <u>チェック</u> (社内相互牽制・定期検査)	・領収書への <u>自署は廃止</u> ・タイムスタンプ付与までの期間は最長約2ヶ月以内に統一(電子取引も同様) ・訂正・削除履歴の残るクラウドに最長約2ヶ月以内に格納する場合は <u>タイムスタンプを不要化</u> ・紙の原本とスキャナ画像との <u>同一性チェック</u> (社内相互牽制・定期検査)は <u>不要化</u>
③	○ 現行の要件だけでは改ざん等の不正行為を十分に抑止できていない(例:定期検査を求めても会社ぐるみの不正は防止できない)。	○ 要件を大幅に緩和する一方で、電子データに関連して改ざん等の不正が把握されたときは、 <u>重加算税を10%加重</u> (電子取引についても同様)。

《業務フローのイメージ(一般的な流れ)》



3. 電子取引に係るデータ保存制度(概要)

(1) 要件の緩和ー手続の簡素化はないー

電子取引(取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいう。)の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、次の改正が行われた。

この改正は、令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報について適用される。

- タイムスタンプ要件について、付与期間(改正前:遅滞なく)を記録事項の入力期間(最長約2月以内)と同様とする。
- 検索要件について、上記のスキャナ保存制度におけるものと同様の措置を

講ずることとする。

- 判定期間における売上高が1,000万円以下である保存義務者が「国税庁等の当該職員の質問検査権に基づく求め」に応じることとする場合にあっては、検索要件の全てが不要とされた。

(注) 「判定期間」とは、個人事業者にあつては電子取引が行われた日の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの期間をいい、法人にあつては電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度をいう。

【電子取引の保存制度の見直し】

③ 電子取引に係るデータ保存制度の要件の見直し・保存方法の適正化

【現行】電子取引に係るデータ保存制度の検索要件

- ① 取引年月日その他の日付、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索の条件として設定
- ② 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定、③ 2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定

【見直し案】・①の検索要件について、「日付、金額、取引先」に限定する

- ➡ 保存義務者が、税務職員の質問検査権行使に基づくダウンロードの求めに応じる場合には、②③の検索要件を不要とする(電子帳簿等保存制度、スキャナ保存制度も同様)。この場合において保存義務者が売上高1,000万円以下の事業者等の場合には、全ての検索要件を不要とする。

(注) 上記の見直しと併せて、電子取引に係るデータに要件違反があった場合でも、現行、電子データを書面で出力して保存することが認められているが、申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引に係るデータの出力書面について、税法上の保存書類として扱わない(有恕あり)こととする。

(2) 担保措置

「国税関係書類に係るスキャナ保存制度」並びに「申告所得税、法人税及び消費税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度」について、次のとおり電磁的記録の適正な保存を担保するための措置が講じられた。

① 重加算税の加重措置

「スキャナ保存が行われた国税関係書類の保存義務者」又は「申告所得税、法人税及び消費税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務者」のその電磁的記録に記録された事項に関し、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき期限後申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定等があった場合には、その記録された事項に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税の額については、通常課される重加算税の額に当該申告漏れ等に係る本税の10%に相当する金額を加算した金額とする。

この改正は、令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について

て適用する。

②電磁的記録の保存

「スキャナ保存が行われた国税関係書類の電磁的記録」並びに「申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録」について、次のとおりとされた。

イ 「スキャナ保存が行われた国税関係書類の保存義務者」は、上記の見直し後の要件を含めた保存要件を満たさない電磁的記録についても、保存しなければならないこととする。

この改正は、令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用する。

ロ 「申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務者」が行う当該電磁的記録の出力書面等の保存をもって当該電磁的記録に代えることができる措置は、廃止する（要するに、要件を満たさないものであっても。電磁的記録としてのみ保存することとなった。）。

この改正は、令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報について適用する。

ハ 上記の見直し後の要件を含めた保存要件を満たさない電磁的記録については、国税関係書類又は国税関係帳簿と扱わないこととするとともに、災害その他やむを得ない事情により、当該保存要件に従って当該電磁的記録の保存をすることができなかつたことを証明した場合には、その事情が生じた日以後については、当該保存要件を不要とする。

(3) 改正前後の対比

	改正前	改正後
検索要件	①取引年月日その他の日付取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索の条件として設定 ②日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定 ③2以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定	● 検索要件は「日付、金額、取引先」に限定 ● 保存義務者が、税務職員の質問検査権行使に基づくダウンロードの求めに応じる場合には、②③の検索要件が不要 ● 保存義務者が売上高 1,000 万円以下の事業者等の場合には、①～③の全ての検索要件が不要。

IV 改正電子帳簿保存法への実務対応－電子帳簿－

1. 基本条文の確認

(1) 電子帳簿保存一般

電子帳簿保存法

(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

第4条第1項 保存義務者は、国税関係帳簿（「所得税法又は法人税法の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿であって、資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引につき、正規の簿記の原則に従い、整然と、かつ、明瞭に記録されているもの」以外のものを除く。）の全部又は一部について、自己が「最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合」には、財務省令で定めるところにより、当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

電池帳簿保存法施行規則

(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

第2条 法第4四条第1項に規定する財務省令で定める国税関係帳簿は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿であって、資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引につき、正規の簿記の原則（同法の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿にあっては、複式簿記の原則）に従い、整然と、かつ、明瞭に記録されているもの以外のものとする。

2 法第4条第1項の規定により国税関係帳簿（同項に規定する国税関係帳簿をいう。第6項第4号を除き、以下同じ。）に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該国税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする保存義務者は、次に掲げる要件（当該保存義務者が第五条第五項第一号に定める要件に従って当該電磁的記録の備付け及び保存を行っている場合には、第3号に掲げる要件を除く。）に従って当該電磁的記録の備付け及び保存をしなければならない。

一 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、次に掲げる書類（注1）の備付けを行うこと（注2）。

イ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理システム（電子計算機処理に

関するシステムをいう。以下同じ。)の概要を記載した書類

ロ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの開発に際して作成した書類

ハ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの操作説明書

ニ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理並びに当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類
(注3)

二 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、「整然とした形式及び明瞭な状態」で、速やかに出力することができるようにしておくこと。

三 国税に関する法律の規定による当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしておくこと。

(注1) 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理に当該保存義務者が開発したプログラム〔中略〕以外のプログラムを使用する場合にはイ及びロに掲げる書類を除くものとし、当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理を他の者(当該電子計算機処理に当該保存義務者が開発したプログラムを使用する者を除く。)に委託している場合にはハに掲げる書類を除くものとする。

(注2) システム関係書類等については、書面以外の方法により備え付けることもできることとしている(取扱通達4-6本文なお書)ので、いわゆるオンラインマニュアルやオンラインヘルプ機能に操作説明書と同等の内容が組み込まれている場合には、それが整然とした形式及び明瞭な状態で画面及び書面に、速やかに出力することができるものであれば、操作説明書が備え付けられているものとして取り扱って差し支えない。

(注3) 当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書並びに当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類(サンプルは、次のもの)

国税関係帳簿に係る電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類
(概要)

(入力担当者)

1 仕訳データ入出力は、所定の手続を経て承認された証票書類に基づき、入力担当者が行う。

(仕訳データの入出力処理の手順)

2 入力担当者は、次の期日までに仕訳データの入力を行う。

- (1) 現金、預金、手形に関するもの 取引日の翌日（営業日）
- (2) 売掛金に関するもの 請求書の発行日の翌日（営業日）
- (3) 仕入、外注費に関するもの 検収日の翌日（営業日）
- (4) その他の勘定科目に関するもの

取引に関する書類を確認してから1週間以内

(仕訳データの入力内容の確認)

3 入力担当者は、仕訳データを入力した日に入力内容の確認を行い、入力誤りがある場合は、これを速やかに訂正する。

(管理責任者の確認)

4 入力担当者は、業務終了時に入力データに関するデータをサーバに転送する。管理責任者はこのデータの確認を速やかに行う。

(管理責任者の確認後の訂正又は削除の処理)

5 管理責任者の確認後、仕訳データに誤り等を発見した場合には、入力担当者は、管理責任者の承認を得た上でその訂正又は削除の処理を行う。

(訂正又は削除記録の保存)

6 5の場合は、管理責任者は訂正又は削除の処理を承認した旨の記録を残す。

電子帳簿保存法取扱通達

(整然とした形式及び明瞭な状態の意義)

4-8 規則第2条第2項第2号((電子計算機等の備付け等))及び第3条第1項第2号((マイクロフィルムリーダープリンタの備付け等))に規定する「整然とした形式及び明瞭な状態」とは、書面により作成される場合の帳簿書類に準じた規則性を有する形式で出力され、かつ、出力される文字を容易に識別することができる状態をいう。

(2)「優良な電子帳簿」に係る過少申告加算税の軽減措置

電子帳簿保存法

(他の国税に関する法律の規定の適用))

第8条

4 次に掲げる国税関係帳簿であって財務省令で定めるものに係る電磁的記録の備付け及び保存〔中略〕が、国税の納税義務の適正な履行に資するものとして財務省令で定める要件を満たしている場合における当該電磁的記録〔中略〕
(政令で定める日以後引き続き当該要件を満たしてこれらの備付け及び保存が

行われているものに限る。以下この項において同じ。) に記録された事項に關し国税通則法第19条第3項(修正申告)に規定する修正申告書〔中略〕の提出又は同法第24条(更正)若しくは第26条(再更正)の規定による更正〔中略〕(以下この項において「修正申告等」という。)があった場合において、同法第65条(過少申告加算税)の規定の適用があるときは、同条の過少申告加算税の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により計算した金額から当該過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額〔中略〕があるときは、当該電磁的記録等に記録された事項に係るもの以外の事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。ただし、その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものがあるときは、この限りでない。

一 第4条第1項の規定により国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該国税関係帳簿の備付け及び保存に代えている保存義務者の当該国税関係帳簿

二 〔略〕

(財務省令＝電子帳簿保存法施行規則は〔略〕)

2. 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等における対象帳簿

「所得税法及び法人税法」以外の帳簿	A	BとCで場合分けされる際の基準となる「正規の簿記の原則」への準拠性についてであるが、これらの帳簿は、そもそも「正規の簿記の原則に従って記録しなければならないこととされていない」ので、Cのような扱いになることがない。	
所得税法又は法人税法の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿であって、	B	「資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引につき、正規の簿記の原則〔中略〕に従い、整然と、かつ、明瞭に記録されているもの」	AとBは、国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等における対象帳簿となる。
	C	「資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引につき、正規の簿記の原則〔中略〕に従い、整然と、かつ、明瞭に記録されているもの」 <u>以外のもの</u>	要するに、エクセルで収益や費用を単純集計したようないわゆる単式簿記によるもの
			Cに該当するものだけが、対象となる国税関係帳簿書類の範囲から除外された。

多くの解説は、「国税関係帳簿については、正規の簿記の原則に従って記録さ

れるものに限る。」としている（上記Ⅲ 1.（1）の表中の該当箇所も同様である。））。ただし、厳密に条文の解釈をすると、上記の表のようになる。

改正担当者の解説によると、次のような記載となっている。

今回の改正においては、こうした指摘を踏まえ、正規の簿記による青色申告を促進する観点から、国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等について、対象となる国税関係帳簿が正規の簿記の原則又は複式簿記の原則に従って記録されるものに限定されました。

具体的には、国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等について、所得税法又は法人税法の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿であって、資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引につき、正規の簿記の原則（法人税法の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿にあっては、複式簿記の原則）に従い、整然と、かつ、明瞭に記録されているもの以外のもので、対象となる国税関係帳簿の範囲から除外されました（電子帳簿保存法4①、電子帳簿保存法規則2①）。

これは、所得税法上の青色申告者は正規の簿記の原則に従い記録をしなければならないことが、法人税法上の青色申告法人は複式簿記の原則に従い記録をしなければならないことが、それぞれ定められていることを踏まえ（所規57①、法規53）、国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等における対象帳簿についても、これらと同様の水準の記録を求めるものです。

他方、所得税法及び法人税法上の帳簿以外の帳簿については、こうした原則に従って記録をしなければならないこととされていないため、全ての帳簿が対象となります。

相続税、贈与税、消費税、酒税、たばこ税、自動車重量税などは、「資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引につき、正規の簿記の原則〔中略〕に従い、整然と、かつ、明瞭に記録されているもの」以外のものである。

3. 電磁的記録の意義

「電磁的記録」とは、情報(データ)それ自体あるいは記録に用いられる媒体のことではなく、一定の媒体上にて使用し得る(一定の順序によって読みだすことができる)情報が記録・保存された状態にあるものをいう（取扱通達4-1）。

具体的には、情報がハードディスク、コンパクトディスク、DVD、磁気テープ、クラウド（ストレージ）サービス等に記録・保存された状態にあるものをいう。

4. 市販のソフト

(1) 「優良な電子帳簿」以外

令和3年度改正による要件緩和により、市販の会計ソフトを使用して、見読可能装置（ディスプレイ等）やシステムの開発関係書類（システムの概要書等）の備付け等の法令で定められた要件を満たしている場合には、紙による保存等に代えて、電磁的記録等による保存等を行うことが認められる（税理士が認識している一般的な財務ソフト・会計ソフトで、該当しないソフトは存在するのであろうか？）。

(2) 「優良な電子帳簿」

国税関係帳簿について、「過少申告加算税の軽減措置」の規定の適用を受ける場合には、「電磁的記録の訂正・削除の履歴を確認できる機能」等の「優良な電子帳簿」の要件を満たした上で、税務署長への届出が必要となる。

市販ソフトのうち、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（J I I M A）による優良な電子帳簿に係る要件適合性の確認を受けたものについては、J I I M Aと国税庁のそれぞれのHPで公表されている。

また、該当するソフトのパッケージ等には、J I I M A 認証の認証マークが印字されている。

GIIMA認証情報リスト(電子帳簿ソフト)

※下記バージョン以降を認証製品とする

パターン1(作成・保存)

令和3年8月11日現在

No.	認証番号	プログラム(ソフトウェア名称)	バージョン	メーカー名	主製品/派生製品
1	100100-00	戦略財務情報システム(FX2)	2018年12月版	株式会社TKC	主製品
2	100101-00	・建設業用会計情報データベース(DAIC2)	2018年10月版	-	派生-1
3	100102-00	・建設業用会計情報データベース(DAIC3クラウド)	2018年10月版	-	派生-2
4	100103-00	・統合型会計情報システム(FX4クラウド)	2018年10月版	-	派生-3
5	100104-00	・統合型会計情報システム(FX5)	2018年12月版	-	派生-4
6	100105-00	・e21まいスター	2018年12月版	-	派生-5
7	100106-00	・e21まいスター個人事業用	2018年12月版	-	派生-6
8	100107-00	・戦略財務情報システム(FX2個人事業用)	2018年12月版	-	派生-7
9	100108-00	・FX農業会計	2018年10月版	-	派生-8
10	100109-00	・FX農業会計(個人事業用)	2018年10月版	-	派生-9
11	100110-00	・医療会計データベース(MX2)	2018年10月版	-	派生-10
12	100111-00	・MX3クラウド	2018年10月版	-	派生-11
13	100112-00	・FX4クラウド(公益法人会計用)	2018年2月版	-	派生-12
14	100113-00	・FX4クラウド(社会福祉法人会計用)	2018年7月版	-	派生-13
15	100114-00	・FX2クラウド	-	-	派生-14
16	100115-00	・FXまいスタークラウド	-	-	派生-15
17	100116-00	・FX2クラウド(個人用)	-	-	派生-16
18	100117-00	・FXまいスタークラウド(個人用)	-	-	派生-17
19	100200-00	戦略販売・購買情報システム(SX2)	2018年6月版	-	主製品
20	100201-00	・戦略販売・購買情報システム(SX4クラウド)	2018年6月版	-	派生-1
21	100202-00	・税理士報酬管理システム(FMS)	2018年12月版	-	派生-2
22	100300-00	ICloud	-	日本ICS株式会社	主製品
23	100400-00	MA1	V19.03.00	ソリマチ株式会社	主製品
24	100401-00	・みんなの青色申告	V20.00.00	-	派生-1
25	100402-00	・会計王	V20.00.00	-	派生-2
26	100500-00	HUE Classio・HUE シリーズ (IB COMPANY・HUE シリーズ)	3.6	株式会社ワークスアプリケーションズ	主製品
27	100600-00	CASH RADAR システム(ターウン版)	-	株式会社エヌエムシイ	主製品
28	100700-00	・新生会計20、やよいの青色申告20	26.0.1	弥生株式会社	主製品
29	100701-00	・新生会計21、やよいの青色申告21	27.0.1	-	派生-1
30	100800-00	農業簿記	11	ソリマチ株式会社	主製品
31	100801-00	・農業簿記 JAバージョン	11	-	派生-1
32	100900-00	ACELINK NX-Pro 会計本帳	Ver.1.72	株式会社ミロク情報サービス	主製品
33	100901-00	・ACELINK NX-CE 会計	Ver.1.58	-	派生-1
34	100902-00	・MJSLink NX-Plus 財務大帳	Ver.1.94	-	派生-2
35	100903-00	・MJSLink NX-Plus 財務大帳	Ver.1.06	-	派生-3
36	100904-00	・MJSLink DX 財務大帳	Ver.1.00	-	派生-4
37	101000-00	SuperStream-NX 総合会計	Ver.2.2.0	スーパーストリーム株式会社	主製品
38	101100-00	やよいの青色申告	2021年版	株式会社リオ	主製品
39	101200-00	財務顧問 R4 Professional	Ver.20.10	セイコーエプソン株式会社	主製品
40	101201-00	・IKX財務会計R4	Ver.20.10	-	派生-1
41	101202-00	・財務顧問 R4 Basic	Ver.20.15	-	派生-2
42	101203-00	・財務応援 R4 Premium	Ver.20.10	-	派生-3
43	101204-00	・財務応援 R4 Lite+	Ver.20.15	-	派生-4
44	101205-00	・Weplat財務応援 R4 Premium	Ver.20.10	-	派生-5
45	101206-00	・Weplat財務応援 R4 Lite+	Ver.20.15	-	派生-6
46	101207-00	・Weplat財務応援 R4 Lite	Ver.20.15	-	派生-7
47	101208-00	・Weplat財務応援 R4 Lite for IKX	Ver.20.15	-	派生-8
48	101300-00	戦略購買会計システム OPEN21 SIAS	Ver.20200801	株式会社ICSハートナース	主製品
49	101400-00	・税理士報酬管理システム	Ver.7.4	SaaS工房株式会社	主製品
50	101500-00	会計法人 個人事業版	Ver.7.4	-	主製品
51	101600-00	ブルーリターンA	20.A0.02.001	株式会社ゼンアオロ	主製品
52	101700-00	SMILE V 会計	Ver.1	株式会社OSK	主製品
53	101701-00	・SMILE V Air 会計	Ver.1	-	派生-1
54	101800-00	POA会計DX	Ver.1.00-5.01	ピー・シー・エー株式会社	主製品

(国税庁HPより。「作成・保存」のみ掲載。「保存」だけのソフト8件は省略)

(3)「優良な電子帳簿」となるための設定確認

GIIMA 認証され、「優良な電子帳簿」の要件を満たしている財務ソフトであっても、例えば、デフォルト設定が「電磁的記録の訂正・削除の履歴を確認できる

機能」がOFFになっているものもある。要件を満たして当該電磁的記録の備付け及び保存をしなければならないので、「電磁的記録の訂正・削除の履歴を確認できる機能」等をONにして入力する必要がある。

(4) 「優良な電子帳簿」と税務調査におけるダウンロード

「優良な電子帳簿」に係る過少申告加算税の軽減措置の適用を受けるための優良な電子帳簿の要件としての検索機能の確保の要件については、その電子帳簿に係る電磁的記録について税務職員による質問検査権に基づくダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、この範囲を指定して条件を設定できる機能（及び項目を組み合わせて条件を設定できる機能）が不要となる（元々「範囲を指定して条件を設定できる機能（及び項目を組み合わせて条件を設定できる機能）」が存在しないソフトを利用するメリットがあるのか？実務上、不便であると思うが・・・。）

5. 適用開始の時期

国税関係帳簿 (総勘定元帳 など)	課税期間の開始の日にそれが備え付けられ、順次それ取引内容が記録されていくものであることから、原則的には、課税期間の中途から電磁的記録等による保存をすることはできないと解される(取扱通達4-4なお書き)。
国税関係書類 (領収書など)	それが作成されると直ちに保存されるものであることから、課税期間の中途からでもそれ以後の作成分を電磁的記録等により保存することができる。

電子帳簿保存法取扱通達

(最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成することの意義)

4-4 法第4条第1項((国税関係帳簿の電磁的記録による保存等))及び第5条第1項((国税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))に規定する「最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合」とは、帳簿を備え付けて記録を蓄積していく段階の始めから終わりまで電子計算機の使用を貫いて作成する場合をいうことに留意する。

なお、帳簿を備え付けて記録を蓄積していく段階の始めとは、帳簿の備付け等開始の日を指すが、課税期間(国税通則法第2条第9号((定義))に規定する課税期間をいう。以下4-4、4-10、8-1、8-6及び8-14において同じ。)の定めのある国税に係る帳簿については、原則として課税期間の初

日となることに留意する。

6. クラウドサービスの利用等

クラウドサービスを利用する場合や、サーバを海外に置いている場合であっても、当該電磁的記録は保存場所に保存等がされているものとして取り扱われる。なお、バックアップは要件に含まれていないが、実務上、必須である。

7. 「反対仕訳」による削除

電磁的記録の記録事項を直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用している場合には、「貸借の勘定科目は同一で、金額をマイナスで入力する訂正の方法」により、訂正又は削除の履歴の確保の要件を満たすこととなる。

8. 「優良な電子帳簿」に係る過少申告加算税の軽減措置

(1) 対象となる帳簿

「過少申告加算税の軽減措置」の規定の対象となる特例国税関係帳簿とは、次に規定する帳簿を指し、適用を受けようとする税目に係る全ての帳簿を要件に従って保存し、かつ、あらかじめ本措置の規定の適用を受ける旨等を記載した届出書を提出する必要がある。

所得税法施行規則第 58 条第 1 項（取引に関する帳簿及び記載事項）

法人税法施行規則第 54 条（取引に関する帳簿及び記載事項）

消費税法第 30 条第 7 項（仕入れに係る消費税額の控除）

消費税法

- 第 38 条第 2 項（売上に係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）
- 第 38 条の 2 第 2 項（特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除）
- 第 58 条（帳簿の備付け等）

(2) 特例の適用を受ける旨の届出書

「過少申告加算税の軽減措置」の規定の適用を受けようとする場合には、「あらかじめ」届出書を提出することとなっているが、当該規定の適用を受けようとする国税の法定申告期限までに、「特例適用届出書」を提出すれば、「あらかじめ」提出があったものとして取り扱うこととされている（取扱通達 8-4）。

また、令和 4 年 1 月 1 日前において現に「令和 3 年度の税制改正前の承認」を受けている国税関係帳簿（承認済国税関係帳簿）について、当該承認済国税関係

帳簿が上記表中の帳簿である場合には、過少申告加算税の軽減措置の適用を受けることが可能であるが、その場合においても、あらかじめ、特例適用届出書の提出が必要となる（令3改正法附則82⑦）。

V 決算関係書類など

1. 基本条文

電子帳簿保存法

（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）

第4条

2 保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、財務省令で定めるところにより、当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該国税関係書類の保存に代えることができる。

（財務省令＝電子帳簿保存法施行規則は〔略〕）

2. 対象となる国税関係書類

棚卸表、貸借対照表、損益計算書、「計算、整理又は決算に関して作成されたその他の書類」が該当する。

VI 改正電子帳簿保存法への実務対応－スキャナ保存－

1. 基本条文の確認

電子帳簿保存法 (国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)		
第4条		
3 (前段) 前項に規定するもののほか、保存義務者は、国税関係書類(「国税関係書類のうち、棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成されたその他の書類」を除く。)の全部又は一部について、当該国税関係書類に記載されている事項を「スキャナ」により電磁的記録に記録する場合には、次の区分により、当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該国税関係書類の保存に代えることができる。		
一 (入力要件)		
イ	下記以外	当該国税関係書類に係る記録事項の入力をその作成又は受領後、「速やかに」(通達4-17により「おおむね7営業日以内に」)行うこと。
ロ	当該国税関係書類の作成又は受領から当該入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合	当該国税関係書類に係る記録事項の入力を「その業務の処理に係る通常の間」(通達4-18により「最長2か月の業務サイクル」)を経過した後、「速やかに」(通達4-17により「おおむね7営業日以内に」)行うこと
二 (電子計算機処理システムの要件) [略]		
3 (後段) この場合において、当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存が当該財務省令で定めるところに従って行われていないとき(当該国税関係書類の保存が行われている場合を除く。)は、当該保存義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の財務省令で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。		

(財務省令=電子帳簿保存法施行規則は〔略〕。一部組込済み。)

【事務所に関する規定】

国税庁のサンプルを参照して作成すれば足りる。サンプルは〔略〕。

2. スキャナ保存の対象となる書類

スキャナ保存の対象は、規則第2条第4項に規定する書類以外の国税関係書類

とされている。規則第2条第4項に規定する書類とは、具体的には棚卸表、貸借対照表及び損益計算書などの計算、整理又は決算関係書類であり、これ以外の国税関係書類がスキャナ保存の対象となる。

電子帳簿保存法施行規則

(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

第2条

4 法第4条第3項に規定する財務省令で定める書類は、国税関係書類のうち、棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成されたその他の書類とする。

書類の名称・内容	書類の性格	書類の重要度(注)		スキャナ保存対象	
<ul style="list-style-type: none"> ・契約書 ・領収書 及び恒久的施設との間の内部取引に関して外国法人等が作成する書類のうちこれらに相当するもの並びにこれらの写し	一連の取引過程における開始時点と終了時点の取引内容を明らかにする書類で、取引の中間過程で作成される書類の真实性を補完する書類	資金や物の流れに直結・連動する書類のうち特に重要な書類		速やかに入力 ・ 業務サイクル後速やかに入力	
<ul style="list-style-type: none"> ・預り証 ・借用証書 ・預金通帳 ・小切手 ・約束手形 ・有価証券受渡計算書 ・社債申込書 ・契約の申込書(定型的約款無し) ・請求書 ・納品書 ・送り状 ・輸出証明書 及び恒久的施設との間の内部取引に関して外国法人等が作成する書類のうちこれらに相当するもの並びにこれらの写し	一連の取引の中間過程で作成される書類で、所得金額の計算と直結・連動する書類	資金や物の流れに直結・連動する書類			
<ul style="list-style-type: none"> ・検収書 ・入庫報告書 ・貨物受領証 ・見積書 ・注文書 ・契約の申込書(定型的約款有り) 及びこれらの写し	資金の流れや物の流れに直結・連動しない書類	資金や物の流れに直結・連動しない書類	重要度：低		適時に入力

3. スキャンした書類の廃棄

令和4年1月1日以後に保存を行う国税関係書類については、要件を満たした方式によりスキャナで読み取りをしている場合には、定期的な検査を行う要件が廃止されたので。即時に廃棄してよい。

ただし、最低限の同等確認（注）を行う必要がある。あるいは、同等確認をして、かつ、バックアップをした後に廃棄することも選択肢であろう。

（注）電磁的記録の記録事項と書面の記載事項とを比較し、同等であることを確認（折れ曲がり等がないかも含む。）することをいう。

4. 消費税の仕入税額控除

消費税の仕入税額控除の適用を受けようとする事業者は、「請求書等を整理し……保存しなければならない」（消令50①）こととなっており、当該請求書等は「国税関係書類」に該当する。

また、スキャナ保存は法第4条第3項において「国税関係書類に記載されている事項を……電磁的記録に記録する場合には」とされており、その「国税関係書類」とは「国税に関する法律の規定により保存をしなければならないこととされている書類」をいう（電帳法2二）。

したがって、消費税法上の請求書等は、電子帳簿保存法第4条第3項に規定する「国税関係書類」にも該当するので、スキャナ保存をすることができる（紙媒体の保存は不要となる。）。

5. タイムスタンプ要件の事実上の廃止

原則	国税関係書類についてスキャナ保存する場合には、その国税関係書類に係る記録事項にタイムスタンプを付与することが要件となっている（電帳法規則2⑥二ロ）。
例外	保存義務者が訂正削除履歴の残る又は訂正削除できないシステムに保存する方法により入力期限内に当該国税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合には、その確認をもって当該タイムスタンプの付与要件に代えることができる（電帳法規則2⑥二柱書、同イ、電帳法取扱通達4-28）。

電子帳簿保存法施行規則

（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）

第2条

二 前号の入力に当たっては、次に掲げる要件（当該保存義務者が同号イ又はロに掲げる方法により当該国税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合（＝外部クラウド等に保存する場合を想定）にあっては、ロに掲げる要件（＝タイムスタンプを付与する要件）を除く。要するに、イの要件である解像度等のみでよい。）を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

イ スキャナ（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を使用する電子計算機処理システムであること。

（１） 解像度が、日本産業規格〔中略〕Z六〇一六附属書AのA・一・二に規定する一般文書のスキャニング時の解像度である二十五・四ミリメートル当たり二百ドット以上で読み取るものであること。

（２） 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ二百五十六階調以上で読み取るものであること。

ロ 当該国税関係書類の作成又は受領後、「速やかに」一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ〔中略〕を付すこと（当該国税関係書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあっては、「その業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに」当該記録事項に当該タイムスタンプを付すこと）。

（１） 〔略〕

（２） 〔略〕

電子帳簿保存法取扱通達

（国税関係書類に係る記録事項の入力を速やかに行ったこと等を確認することができる場合（タイムスタンプを付す代わりに改ざん不可等のシステムを使用して保存する場合））

4-28 規則第2条第6項第2号ロ（（タイムスタンプの付与））に掲げる要件に代えることができる同号柱書に規定する「当該保存義務者が同号（規則第2条第6項第1号）イ又はロに掲げる方法により当該国税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合」については、例えば、他者が提供するクラウドサーバ（同項第2号ニに掲げる電子計算機処理システムの要件を満たすものに限る。）により保存を行い、当該クラウドサーバがNTP（Network Time Protocol）サーバと同期するなどにより、その国税関係書類

に係る記録事項の入力がその作成又は受領後、速やかに行われたこと（その国税関係書類の作成又は受領から当該入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあってはその国税関係書類に係る記録事項の入力がその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行われたこと）の確認ができるようにその保存日時の証明が客観的に担保されている場合が該当する。

6. JIIMA認証の保存ソフト

JIIMA認証情報リスト(電帳法スキャナ保存ソフト)

※下記バージョン以降を認証製品とする

令和3年8月11日現在

No.	認証番号	プログラム(ソフトウェア名称)	バージョン	メーカー名
1	000100-00	WWDS証憑アーカイブ スタンダード	Ver.1.5.0	株式会社ハイパーギア
2	000200-00	ArcSuite (旧:ArcSuite Engineering)	3.0	富士フイルムビジネスソリューション株式会社(*1)
3	000201-00	Apeos PEMaster Evidence Manager	2.4	富士フイルムビジネスソリューション株式会社(*1)
4	000300-00	DocuShare	7.0	富士フイルムビジネスソリューション株式会社(*1)
5	000400-00	TKC証憑ストレージサービス(TDS)	2016年6月版	株式会社TKC
6	000500-00	Ridoc Smart Navigator	V2	リコージャパン株式会社
7	000600-00	業務支援パッケージ	V1.0	株式会社PFU
8	000700-00	快速サーチャーGX	Version 3.2	株式会社インテック
9	000800-00	マネーフォワードクラウド経費	2016年9月版	株式会社マネーフォワード
10	000801-00	マネーフォワードクラウド債務支払	-	株式会社マネーフォワード

〔中略〕

44	004400-00	QuickBinder for iAP	Ver8.0.6	株式会社クレオ
45	004500-00	eValue V	Ver 1	株式会社OSK
46	004501-00	eValue V Air	Ver 1	株式会社OSK
47	004600-00	sweep	2.0.1	オートメーションラボ株式会社
48	004700-00	Traveler's eWAN	Ver7	株式会社日立システムズ
49	004800-00	SuperStream-NX 統合会計	Ver.2	スーパーストリーム株式会社
50	004900-00	Bill One	-	Sansan株式会社
51	005000-00	ECOAS+DataDelivery	ECOAS 5.0 DataDelivery 5.1.0	アルプスシステムインテグレーション株式会社 JFEシステムズ株式会社
52	005100-00	経費Bank II	Ver1.0.58	SBIビジネス・ソリューションズ株式会社
53	005200-00	ProActiveE ² e文書保存法オプション	ProActiveE ² Ver.7.3 SPA Ver.10	SCSK株式会社

*1 令和3年4月社名変更(旧:富士ゼロックス株式会社)

*2 令和2年12月社名変更(旧:株式会社BearTail)

VII 改正電子帳簿保存法への実務対応－電子取引－

1. 基本条文の確認

電子帳簿保存法

(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)

第7条 所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。

以下の条文は相当に加工しています。

電子帳簿保存法施行規則

(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)

第4条第1項 法第7条に規定する保存義務者は、電子取引を行った場合には、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を、当該取引情報の受領が書面により行われたとした場合又は当該取引情報の送付が書面により行われその写しが作成されたとした場合に、国税に関する法律の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間、次のAに掲げる措置の「いずれか」を行い、Bに掲げる要件の「すべて」に従って保存しなければならない。

【Aの措置－いずれか－】

- 一 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプが付された後、当該取引情報の授受を行うこと。
- 二 次に掲げる方法の「いずれか」により、当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すとともに、当該電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。
 - イ 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すことを当該取引情報の授受後、速やかに行うこと。
 - ロ 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すことをその業務の処理に係る通常の間を経過した後、「速やかに」行うこと（当該取引情報の授受から当該記録事項にタイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る。）。
- 三 次に掲げる要件の「いずれか」を満たす電子計算機処理システムを使用して当該取引情報の授受及び当該電磁的記録の保存を行うこと。
 - イ 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

ロ 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。

四 当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。

【Bの保存要件－すべて－】

- ①当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、「整然とした形式及び明瞭な状態」で、速やかに出力することができるようにしておくこと（電帳法施行規則2②二）。
- ②当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと（電帳法施行規則6⑥）。
 - イ 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先（ロ及びハにおいて「記録項目」という。）を検索の条件として設定することができること。
 - ロ 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。
 - ハ 二以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定することができること。
- ③当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理システム（電子計算機処理に関するシステムをいう。）の概要を記載した書類の備付けを行うことその他の要件を満たすこと（電帳法施行規則2⑥七、2②一イ）。
- ④判定期間に係る基準期間における売上高が千万円以下である事業者である場合については〔略〕

【用語の意義】

電子取引	取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。）の授受を電磁的方式により行う取引をいう。
速やかに	<ul style="list-style-type: none">● 国税関係書類の作成又は受領後おおむね7営業日以内に入力している場合には、速やかに行っているものとして取り扱う。● 国税関係書類に係る記録事項の入力を「その業務の処理に係る通

	<p>常の期間」を経過した後、速やかに行うこと（当該国税関係書類の作成又は受領から当該入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る。）の場合の「速やかに」の適用に当たっては、その業務の処理に係る通常の間を経過した後、おおむね7営業日以内に入力している場合には同様に扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● タイムスタンプを付す場合の期限である、「スキャナ保存に係るタイムスタンプの付与」及び「電子取引に係るタイムスタンプの付与」にそれぞれ規定する「速やかに」の適用に当たっても、同様に扱う。
その業務の処理に係る通常の間	<ul style="list-style-type: none"> ● 月をまたいで処理することも通常行われている業務処理サイクルと認められることから、最長2か月の業務処理サイクルであれば、「その業務の処理に係る通常の間」として扱うこととする。 ● 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件である「タイムスタンプの付与」に規定する「その業務の処理に係る通常の間」の適用に当たっても、同様に扱う。
判定期間	次に掲げる事業者の区分に応じそれぞれ次に定める期間をいう。
基準期間	個人事業者についてはその年の前々年をいい、法人についてはその事業年度の前々事業年度（当該前々事業年度が一年未満である法人については、その事業年度開始の日の二年前の日の前日から同日以後一年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間）をいう。

2. 対象となる事業年度（課税期間）

改正前の要件で保存をしていた納税者でないことを前提とすると、令和4年1月1日以後に開始する事業年度（個人の場合は令和4年分）から適用することになるであろう。

3. 電子メールを受信した場合

（1）電子メール等の該当性

電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含む。要するに、本文への記載・添付ファイルへの記載の別を問わない。）を行った場合についても電子取引に該当する（電帳法25）。

したがって、その取引情報に係る電磁的記録の保存が必要となる（電帳法7）。

(2) クラウドサービス・スマホアプリ

クラウドサービスやスマホアプリを利用して取引先から請求書等を受領した場合にも、電子取引に該当する。スマホアプリを利用する場合には、その取引データをハードディスクやクラウド（ストレージ）サービス等に保存することが容易であるか否かを検討する必要がある。また、従業員が電子データにより領収書等を受領した場合には、会社として集約して保存しておくことが望ましい（従業員のすべてが電帳法の要件である「整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力」などを満たすことは期待できない。）。

(3) 電子取引の保存

具体的に、この電磁的記録の保存とは、電子メール本文に取引情報が記載されている場合は当該電子メールを、電子メールの添付ファイルにより取引情報（領収書等）が授受された場合は当該添付ファイルを、それぞれ、ハードディスク、コンパクトディスク、DVD、磁気テープ、クラウド（ストレージ）サービス等に記録・保存する状態にしなければならない。

なお、「取引情報を授受する取引」以外の電子メールは、電子帳簿保存法上は、保存不要である。

(4) タイムスタンプの付与

タイムスタンプの付与は必須ではない。

電子的に受け取った請求書や領収書等については、データのまま保存しなければならない（電帳法7）。したがって、その真実性を確保する観点から、以下の「いずれか」の条件を満たす必要がある（電帳法施行規則4①）。

①タイムスタンプが付与されたデータを受領（電帳法施行規則4①一）	当分の間は少ないであろう。
②速やかに（おおむね7営業日以内）タイムスタンプを付与（電帳法施行規則4①二本文） ③取引情報の授受から当該記録事項にタイムスタンプを付すまでの各事項に処理に関する規程を定めている場合は、その業務の処理に係る通常の間（最長2か月）を経過した後、速やかに（おおむね7営業日以内）タイムスタンプを付与（電帳法施行規則4①二括弧書）	自社でタイムスタンプを準備する場合は、「事務処理規程」を設けたうえで、「2か月+7日」基準ではなく、毎日・毎週・毎月のサイクルで実施することになるであろう。

④データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用（電帳法施行規則4①三）	要件を満たしたサーバーやクラウドサービスを契約すれば足りる（下記の認証リストを参照）。
⑤訂正削除の防止に関する事務処理規程を策定、運用、備付け（電帳法施行規則4①四）	事業所内のサーバー等でも可能である。ただし、バックアップは必須である。

JIIIMA認証情報リスト(電子取引ソフト)

※下記バージョン以降を認証製品とする

令和3年8月4日現在

No.	認証番号	プログラム(ソフトウェア名称)	バージョン	メーカー名	主製品/派生製品
1	600100-00	BtoBプラットフォーム 請求書(受取機能・発行機能)	BtoBプラットフォーム 請求書(受取機能・発行機能)	株式会社インフォマート	主製品
2	600200-00	DataDelivery	Ver 5.5.1.2	JFEシステムズ株式会社	主製品
3	600300-00	TKC証憑ストレージサービス	2021年04月版以降	株式会社TKC	主製品
4	600400-00	WWDS証憑アーカイブスタンダード	Ver 1.7.5	株式会社ハイパーギア	主製品
5	600500-00	電子取引サービス@Sign	-	三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社	主製品
6	600600-00	マネーフォワード ケッサイ	-	マネーフォワードケッサイ株式会社	主製品

(国税庁HPより)

4. 保存媒体

電子帳簿保存法では、記憶媒体や保存すべき電磁的記録を限定する規定はないので、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存媒体については保存義務者が任意に選択することとなる。

- ①ハードディスクに保存の上、一定期間ごとにバックアップ（サーバー又は外務部のクラウドサービス）
- ②最初からクラウド（ストレージ）サービス等に保存（事業所内の所定のPCと自動同期するストレージサービスがある。）等が考えられる。

バックアップは要件ではないが、自己防衛のために必須である。なお、契約している外部サーバー等の場所（国内・国外・複数・不明）を問わない。

5. 紙で出力したものとの併用保存

(1) 所得税・法人税

令和3年度の税制改正により、所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び

法人税に係る保存義務者については、令和4年1月1日以後行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録を書面やマイクロフィルム（以下「書面等」という。）に出力して保存する措置が廃止された（令和3年度改正前はそのデータを出力した書面等により保存することも認められていた。）。改正後は、当該出力した書面等は、保存書類（国税関係書類以外の書類）として取り扱われないこととなった。

したがって、その電磁的記録を一定の要件の下、保存しなければならない（他の選択肢はない。）。

【理由（私見含む。）】

紙保存を認めない方向に切り替えたのは、税務手続の電子化の推進にあると考えることができる。税務手続を電子化するためには、一部が電子で、一部が紙媒体という状況は回避したい。

中長期的に考えると、スキャナ保存する国税関係書類は減少し、電子取引として受け渡しされるものが増加するものと思われる。そうすると、税務調査における電子取引の内容を確認することがより重要となる。そもそも、外部から受領した電子取引に係る電子データを紙媒体に出力した場合、その出力書類と、元々の電子データとの同一性をどのように担保するのかが問題が生ずる。そうであれば、スキャナ保存の場合と同様のタイムスタンプ要件等を課することによって、真実性を担保する方が平仄の合った方法といえる。

（2）消費税

消費税に係る保存義務者が行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存については、その保存の有無が税額計算に影響を及ぼすことなどを勘案して、令和4年1月1日以後も引き続き、その電磁的記録を書面に出力することにより保存することも認められている。電子インボイスを受領した場合であっても、消費税法上はその電子インボイスを「整然とした形式及び明瞭な状態」で出力した書面を保存した場合には、仕入税額控除の適用を受けることができる。

【理由（私見含む。）】

所得税の申告義務がなくても、消費税の申告義務のある納税者が一定数存在する。また、所得税と法人税については、青色申告の承認の取消等のリスクであるが（取引の相手方に取引情報を確認することもできる。）、消費税については、仕入税額控除の否認リスクである、影響の程度が相違している。

6. 「整然とした形式及び明瞭な状態」

税務調査の際に電子データを検索して表示するときは、整然とした形式及び明

瞭な状態で、速やかに出力することができるように管理しておく必要がある。どの程度の水準をいうのかが実務の論点となる。

①「事務処理規程」を設ける。

②請求書データ（PDF）のファイル名に、規則性（年月日・取引相手・金額）をもって内容を表示する。例：「20220115 ○○商事(株) 5,500,000」など。

③「取引の相手先」や「各月」など任意のフォルダに格納して保存する。等が具体的な例として考えられる。

なお、複数に分けて保存することも認められているが、一元的に保存することが望ましい。

7. 事務処理規程

電子帳簿保存法第4条第1項に規定する（上記の）「Aに掲げる措置の『いずれか』の第4号」に次のようにある（再掲）。

当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。

規程は国税庁がサンプルを示している。

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、○○において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、○○の全ての役員及び従業員（契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ。）に対して適用する。

（管理責任者）

第3条 この規程の管理責任者は、●●とする。

第2章 電子取引データの取扱い

(電子取引の範囲)

第4条 当社における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- 一 EDI取引
- 二 電子メールを利用した請求書等の授受
- 三 ■■ (クラウドサービス) を利用した請求書等の授受
- 四

(取引データの保存)

第5条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第6条に定めるデータについては、保存サーバ内に△△年間保存する。

(対象となるデータ)

第6条 保存する取引関係情報は以下のとおりとする。

- 一 見積依頼情報
- 二 見積回答情報
- 三 確定注文情報
- 四 注文請け情報
- 五 納品情報
- 六 支払情報
- 七 ▲▲

(運用体制)

第7条 保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者は以下のとおりとする。

- 一 管理責任者 ○○部△△課 課長 X X X X
- 二 処理責任者 ○○部△△課 係長 X X X X

(訂正削除の原則禁止)

第8条 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

第9条 業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合

は、処理責任者は「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、管理責任者へ提出

すること。

- 一 申請日

- 二 取引伝票番号
- 三 取引件名
- 四 取引先名
- 五 訂正・削除日付
- 六 訂正・削除内容
- 七 訂正・削除理由
- 八 処理担当者名

- 2 管理責任者は、「取引情報訂正・削除申請書」の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。
- 3 管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して取引関係情報の訂正及び削除を指示する。
- 4 処理責任者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、当該取引関係情報に訂正・削除履歴がある旨の情報を付すとともに「取引情報訂正・削除完了報告書」を作成し、当該報告書を管理責任者に提出する。
- 5 「取引情報訂正・削除申請書」及び「取引情報訂正・削除完了報告書」は、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存する。

附則

(施行)

第 10 条 この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する

8. その他

(1) スキャナ保存との共存

請求書や領収書は当分の間、紙媒体での授受が続くこととなる。次の(2)の電子インボイスによる授受が常態化した場合、スキャナ保存を利用する場面は減してゆくものと考えられるが、当分の間は、スキャナ保存によるものと電子取引によるものが混在することとなる。

(2) 電子インボイス

令和5年10月からインボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始される際には、電子インボイスがデフォルトとなっている可能性がある。

昨年7月に、電子インボイス推進協議会「E-Invoice Promotion Association : EIPA (エイパ)」が設立された。EIPAでは、日本国内における電子インボイス

の標準仕様を国際規格「Peppol（ペポル）」に準拠した形で策定することを発表しており、100社を超えるベンダー等が会員として参加している。EIPAは、令和4年秋に事業者が電子インボイスに対応したソフトウェアを使用できる状態になることを目指している。

会員各社は、中小事業者でも利用できる低コストの電子インボイスの授受システムの開発に向けた作業を進めている（要するに、「見た目」ではなく、「電子的に」統一規格となる請求書発行システムについて、適格請求書の要件を満たす形で提供するだけである。

むしろ、発行するだけでなく、受領する場合に期間ごとに集計できるかどうかが重要になると思慮する。

Ⅷ その他－電子化に関する改正事項－

1. 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化

個人住民税の給与所得に係る特別徴収税額通知について、次の見直しを行う。

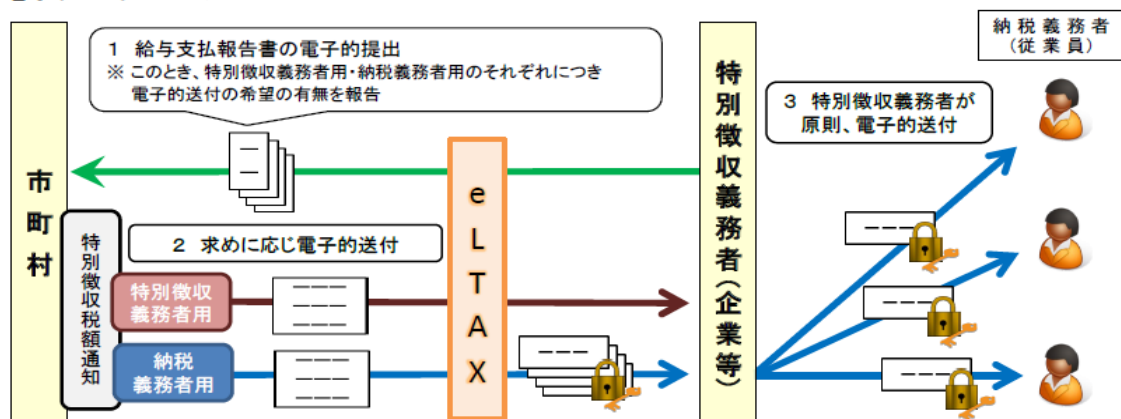
特別徴収義務者	eLTAXを経由して給与支払報告書を提出する特別徴収義務者が申出をしたとき	市町村は、当該通知の内容をeLTAXを経由し、当該特別徴収義務者に提供しなければならないこととする。
納税義務者	eLTAXを経由して給与支払報告書を提出する特別徴収義務者であって、個々の納税義務者に当該通知の内容を電磁的方法により提供することができる体制を有する者が申出をしたとき、	市町村は、当該通知の内容をeLTAXを経由して当該特別徴収義務者に提供し、当該特別徴収義務者を経由して納税義務者に提供しなければならないこととする。 この場合において、当該特別徴収義務者は、当該通知の内容を電磁的方法により納税義務者に提供するものとする。

この改正は、令和6年度分以後の個人住民税について適用される。

【個人住民税の特別徴収税額通知の電子化】

- 特別徴収税額通知(納税義務者用)について、個々の納税義務者に電子的に送付できる体制を有する特別徴収義務者が求めた場合、市町村は、当該通知をeLTAXを経由して、当該特別徴収義務者に電子的に送付するものとする。この場合において、当該特別徴収義務者は、納税義務者に、当該通知を原則として電子的に送付するものとする。
- 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)についても、特別徴収義務者が求めた場合、市町村は、当該通知をeLTAXを経由して、当該特別徴収義務者に電子的に送付するものとする。
(現在、選択的サービスとして行われている「電子データの副本送付」(電子署名のないデータの送付)については、終了することとする。)
※ 令和6年度以後の年度分の個人住民税について適用。

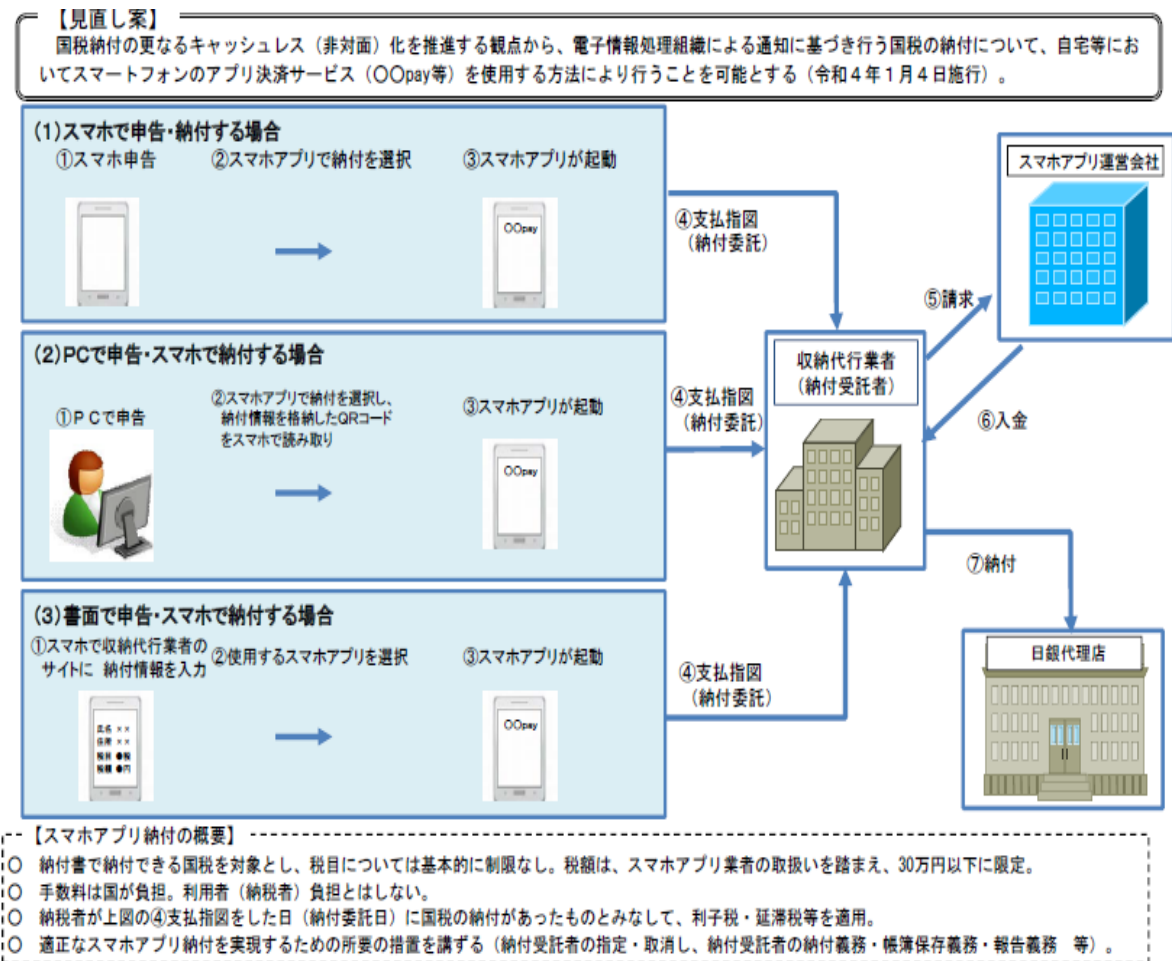
<電子化のイメージ>



2. スマートフォンを使用した決済サービスによる納付手続の創設

<p>国 税 の 納 付 手 続</p>	<p>国税を納付しようとする者がスマートフォンを使用した決済サービスに係る事項につきインターネットを利用して行う入力により納付しようとする場合には、国税庁長官が指定する納付受託者に納付を委託することができることとなった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 納付受託者が国税を納付しようとする者の委託を受けた日に国税の納付があったものとみなして、延滞税、利子税等に関する規定が適用されることとなった（地方税も同様）。 ● 令和4年1月4日以後に納付（委託）する国税・地方税について適用される。
<p>地 方 税 の 納 付 手 続</p>	<p>地方税を納付しようとする者がスマートフォンを使用した決済サービスにより納付しようとする場合には、地方団体の長が指定する事業者（納付受託者）に納付を委託することができることが法令上明確化された。</p>	

【スマホアプリによる納付手段の創設】



3. 国外からの納付方法の拡充

改正前	改正後
国外に所在する納税者の納付手段は、①クレジットカード納付、②電子納付、③納税管理人を通じた納付とされていた。	国外に住所又は居所を有する納税者が行う国税の納付について、国外の金融機関を通じて「国税収納官吏の国内預金口座に送金する方法」により行うことができることとされた。 この場合において、その国外の金融機関を通じて送金した日に国税の納付があったものとみなして、延滞税、利子税等に関する規定が適用される。

この改正は、令和4年1月4日以後に納付する国税について適用される。

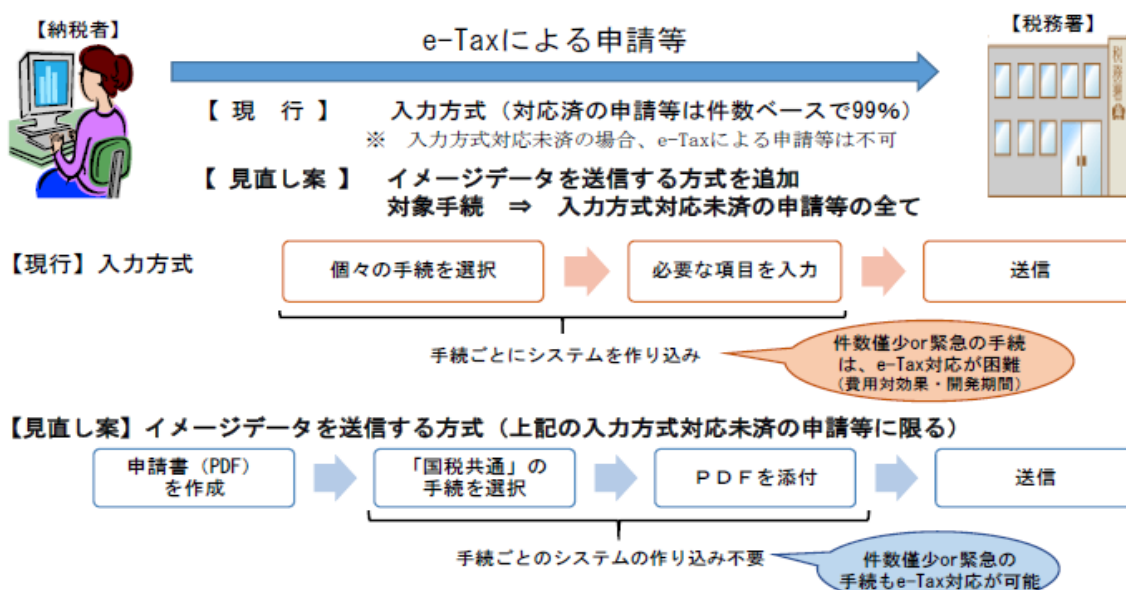
4. 申請等の方法の拡充

税務署長等に対する申請等で電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）によりその申請等に係る書面に記載すべき事項を入力して送信することができないものについて、書面による提出に代えて、スキャナによる読み取り等により作成した電磁的記録（いわゆる「イメージデータ」）を送信することにより行うことができることとされた。

この改正は、令和3年4月1日以後に行う申請等について適用する。

【e-Taxによる申請等の方法の拡充】

現状、電子情報処理組織（e-Tax）を使用する方法により行うことができない申請等について、スキャナによる読み取り等により作成した電磁的記録（いわゆる「イメージデータ」）の送信により行うことを可能とする（令和3年4月1日以後に行う申請等について適用）。



（注）政府全体として行政手続のデジタル化の推進を図る観点から、上記と併せて、e-Taxとマイナポータル等のシステム連携による申告利便等の更なる向上に取り組む。

5. 処分通知等の電子交付の拡充

電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知等が拡充された。

改正前	①消費税の適格請求書発行事業者の登録に係る通知 ②更正の請求に係る減額更正等の通知 ③納税証明書の交付 ④住宅ローン控除証明書の交付 ⑤電子申請等証明書の交付	
改正による追加項目	①加算税の賦課決定通知書の送付	令和4年1月1日以後に行う送付について適用
	②所得税の予定納税額等の通知（予定納税額の減額承認申請に対する処分に係る通知を含む。）	令和5年1月1日以後に行う通知について適用
	③国税還付金振込通知書の送付	令和5年6月1日以後に行う送付について適用

6. クラウド等を利用した支払調書等の提出方法の整備

支払調書等の提出をする者は、あらかじめ税務署長に届け出た場合には、クラウド等（注）に備えられたファイルにその支払調書等に記載すべき事項（以下「記載情報」という。）を記録し、かつ、税務署長に対してそのファイルに記録されたその記載情報を閲覧し、及び記録する権限を付与することにより、支払調書等の提出をすることができることとするほか、所要の措置を講ずる。

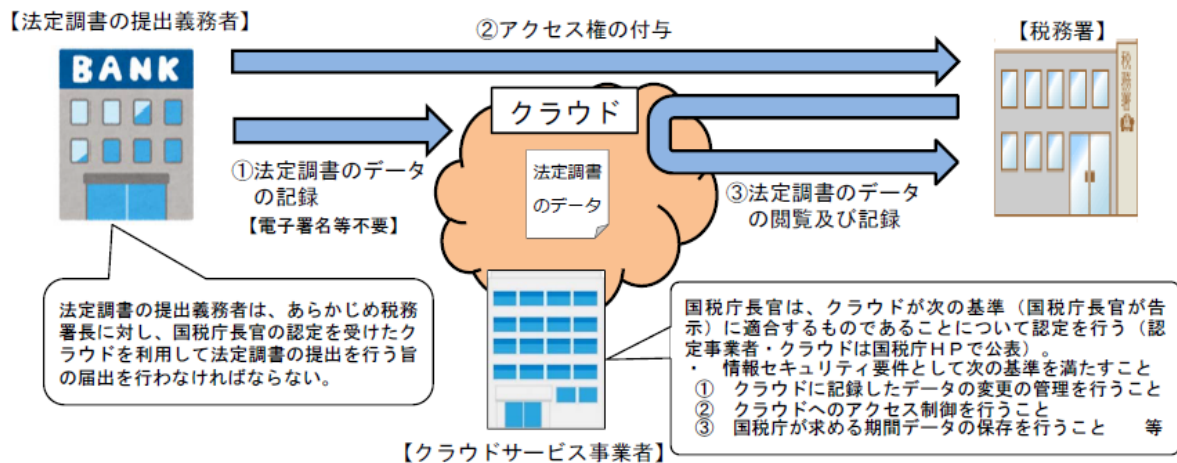
また、この届出及び国税庁長官の認定に関する手続については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとする。

この改正は、令和4年1月1日以後に提出する支払調書等について適用する。

（注）国税庁長官の定める基準に適合するものであることについてそのクラウド等を管理する者が国税庁長官の認定を受けたものに限る。

【クラウドサービス等を活用した法定調書の新しい提出方法の創設】

- 法定調書の提出義務者は、あらかじめ税務署長に届け出た場合には、①国税庁長官が定める基準に適合することについて認定を受けたクラウド等に備え付けられたファイルにその法定調書のデータを記録し、かつ、②税務署長に対して法定調書のデータを閲覧する等の権限（アクセス権）を付与する方法により、法定調書の提出を可能とする（令和4年1月1日以後に行う申請等について適用）。
- なお、法定調書の提出義務者がアクセス権の付与（下図②）を行うことから、電子署名及び電子証明書を不要とする。



（注）上記の改正と併せて、クラウド等に記録された法定調書のデータを納税者が活用するための対応を運用上行う。